

# 松阪農業公園ベルファーム指定管理者募集要項

令和4年8月

松阪市産業文化部農水振興課

## 目 次

I	指定管理者の募集について	P 1～12
	1. 施設の所在地及び名称	P 1
	2. 施設の概要	P 1
	3. 指定管理者が行う管理の基準	P 4
	4. 指定管理者が行う業務の範囲	P 6
	5. 指定の期間	P 7
	6. 経費に関する事項	P 7
	7. 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項	P 8
	8. 業務の継続が困難になった場合における措置	P 9
	9. 事務の引継ぎ	P10
	10. 原状回復義務	P10
	11. 備品の管理に関すること	P10
	12. 委員会の設置	P11
	13. 業務を実施するにあたっての注意事項	P11
	14. 自主事業について	P11
	15. 農産物等直売所について	P11
	16. 指定管理者の利益に関する取扱い	P12
	17. 提供した資料の取扱い	P12
II	申請手続等について	P12～16
	1. 応募の資格等	P12
	2. 応募の手続き	P13
III	選定の方法及び基準	P16～18
	1. 選定の方法	P16
	2. 選定の基準	P16
	3. 選定審査及び候補者の選定	P17
	4. 選定審査結果の報告	P17
	5. 候補者の決定及び通知	P17
	6. 応募・選定時における情報の非公開	P17
	7. 選定審査対象からの除外	P17
	8. 再度の選定	P17
IV	指定管理者の募集及び選定スケジュール	P18
V	募集要項等の配布等	P18～19

1. 募集要項等の配布・・・・・・・・・・・・・・・・P18
2. 応募説明会（現地説明会）の開催・・・・・・・・P18
3. 質問の受付及び回答・・・・・・・・P18

VI 指定管理者の指定及び協定に関する事項 P19

1. 指定管理者の指定・・・・・・・・P19
2. 協定の締結・・・・・・・・P19
3. 指定後の留意事項・・・・・・・・P19

VII 問い合わせ先 P20

## I 指定管理者の募集について

平成15年9月に地方自治法が一部改正され、「公の施設」の管理について、民間事業者を活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減を目指す「指定管理者制度」が導入されました。

松阪農業公園ベルファーム（以下「ベルファーム」という。）においても、平成16年4月の開園より「指定管理者制度」を導入し、効率的な施設の管理運営等を図っています。

今回、指定管理者の指定期間が令和5年3月31日で終了することにより、令和5年4月1日からの指定管理者の公募を行います。

募集にあたっては、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第9号）、松阪農業公園ベルファーム条例（平成17年条例192号）及びこの要項に基づくものとします。

### 1 施設の所在地及び名称

所在地 松阪市伊勢寺町 551 番地 3

施設名称 松阪農業公園ベルファーム

### 2 施設の概要

#### (1) 施設の設置目的

ベルファームは、都市と農村の交流拠点、自然や農業について学ぶ体験施設として、農業をはじめとする地域産業の振興を支援し、市民の健康及び福祉の向上並びに地域の環境と調和した魅力あるまちづくりに資することを使命としています。

#### (2) 施設の管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた施設運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費等の縮減を図るものとします。

##### ① 基本方針

ベルファームは農業公園という新しい形態の市民公園として「地産地消」、「スローフード」をテーマに、「食育」、「緑育」の場を提供することを目的に設置しました。

「食育」の分野では、地産地消の推進や地元の優れた物産の販売を通して生産者の支援を行っています。

「緑育」の分野では、観賞庭園、「香りの広場」、「芝生広場」で自然を通して学びを促進する学習体験や、植物が生育していく過程を通じて、植物とのふれあいや、自然の「ぬくもり」を体感できる施設として利用されています。

安全・安心な食農環境を整え、松阪の自然に育まれたこの地で未来に向けてより望ましいライフスタイルを提案する場として、当該施設の役割はますます大きくなっています。

今後は、新型コロナウイルス感染拡大防止措置への対応も含め、公園の環境の保全・活用を図りながら、利用者に対するサービスの提供や効率的な運営管理を行うものとします。

## ② 維持管理・運営方針

- ア 施設や設備については、利用者が安全に利用できることを第一とし、全ての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、仕様書等に基づき適正な管理と保守点検を行うものとしします。
- イ 公の施設であることを常に念頭におき、市民の平等な利用を確保する管理運営を行うものとしします。
- ウ 事業計画書等に基づき、施設の効用を最大限に発揮させるよう創意工夫を行い、コロナ禍の状況下においても健全な財政運営に努めるものとしします。
- エ 利用者に対しては、親切かつ丁寧な接遇やサービスを行うものとしします。
- オ 利用者の意見を聴き、反映できるものは取り入れ、満足度を高めるものとしします。
- カ 松阪市と密接に連携を図りながら、管理運営を行うものとしします。
- キ 松阪市の環境方針に基づく環境に対する取組みに努めるものとしします。

## (3) 施設の内容

### ① 施設用途面積 23ha

### ② 施設の概要

ア 建物概要	匠の館	RC造（一部木造）平屋建	1棟	912 m <sup>2</sup>
	食体験館	RC造（一部木造）平屋建	1棟	328 m <sup>2</sup>
	ゲートハウス	木造平屋建	1棟	450 m <sup>2</sup>
	屋外便所	木造平屋建（南）	1棟	19.05 m <sup>2</sup>
		木造平屋建（東）	1棟	19.05 m <sup>2</sup>
		木造平屋建（香りの広場）	1棟	16.56 m <sup>2</sup>
	農業倉庫	倉庫（鉄骨造）	1棟	80.64 m <sup>2</sup>
		コンポスト小屋（鉄鋼造）	1棟	90.00 m <sup>2</sup>
	東屋（芝生広場）		9棟	
	浄化槽処理施設	RC造	1棟	25.28 m <sup>2</sup>
イ 鑑賞庭園			1.4ha	
	ガラスハウス（鉄骨造）		615.55 m <sup>2</sup>	
	屋外トイレ		34.56 m <sup>2</sup>	
	管理小屋		12.96 m <sup>2</sup>	
	納屋		11.52 m <sup>2</sup>	
	物置（ログハウス）			
ウ 蚤の市広場			4,000 m <sup>2</sup>	
	物置（ログハウス）			
エ 芝生広場	広場A		2,000 m <sup>2</sup>	
	広場B		5,000 m <sup>2</sup>	
	広場C		3,500 m <sup>2</sup>	
	グラウンドゴルフ	（全8ホール）	2955.80 m <sup>2</sup>	
オ 学びの農場	田畑		2.6ha	

カ	遊歩道		1.5 km
キ	遊具施設	コンビネーション遊具	1 基
		ターザンロープ	1 基
		ブランコ	1 基 (一部ユニバーサルデザイン)
		スプリング遊具	2 基
		ロッキング遊具	3 基
		木製健康器具	9 基
		ハンモック遊具	1 基 (ユニバーサルデザイン)
		トランポリン遊具	1 基 (ユニバーサルデザイン)
ク	駐車場	南駐車場 (398 台 、おもいやり駐車場 6 台 バス 10 台)	
		東駐車場 (227 台 、おもいやり駐車場 6 台 )	
ケ	その他施設	施設案内板	4 箇所
		催事案内板	2 箇所
		時計台	1 基
		電気自動車(EV)充電設備	2 基 (設置予定)

- ①匠の館
- ②食体験館
- ③松阪商会
- ④蚤の市広場
- ⑤農家市場
- ⑥ゲートハウス  
(レクチャールーム)
- ⑦ゲートハウス  
(ガーデンカフェ  
ルーバル)
- ⑧観賞庭園(イン  
グリッシュガーデン)
- ⑨学びの農場
- ⑩香りの広場
- ⑪遊具広場



ユニバーサルデザイン遊具も設置

#### ④ 利用状況

##### ア 公園全体の入園者数

入園者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	573,484人	513,010人	529,705人

##### イ 鑑賞庭園

入園者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	131,346人	127,183人	133,728人

##### ウ 学びの農場事業

入園者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	613人	438人	578人

##### エ 自然環境学習事業

入園者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	951人	2,193人	1,439人

### 3 指定管理者が行う管理の基準

松阪農業公園ベルファーム条例（平成17年条例第192号）（以下「ベルファーム条例」という。）のほか、その他規則等で定める管理の基準に従い、行うものとします。

なお、適正な管理運営の観点から必要不可欠である業務の基本事項は、次のとおりです。

#### （1）休園日

① 水曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日とします。

② 年末年始（12月31日から翌年1月2日まで）

※ 市長の承認を得て、臨時に開園、又は休園することができます。

#### （2）施設の利用期間及び時間

① 匠の館 午前9時30分から午後8時30分まで

② 鑑賞庭園及びゲートハウス 午前10時から午後7時まで

ただし、11月から翌年3月までは、午前10時から午後5時まで

③ 食体験館 午前11時から午後9時まで

④ 学びの農場 午前9時30分から午後5時まで

⑤ 上記各号に掲げる施設以外 午前9時30分から午後9時まで

※ 市長の承認を得て、変更することもできます。

#### （3）サービスの向上

施設を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には迅速かつ適切に対応してください。

#### （4）法令の厳守

ベルファームの管理運営にあたっては、次の各項に掲げる法令のほか、指定管理者が当然に適用を受ける法令、協定書、仕様書等を厳守することとします。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ③ 松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- ④ 松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- ⑤ 松阪農業公園ベルファーム条例
- ⑥ 松阪農業公園ベルファーム条例施行規則
- ⑦ 労働基準法、その他労働関係法令
- ⑧ その他関係法令等

※ 本契約期間中に前各号に規定する法令並びに条例及び規則に改正があった場合は、改正された内容をもって仕様とします。

#### **（5）環境配慮の推進**

施設の管理運営にあたっては、電気などの効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）などの環境配慮を行うこととします。

#### **（6）善管注意義務**

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、ベルファーム内の施設・設備及び園地を常に良好な状態に管理しなければなりません。

#### **（7）施設の新設、増改築**

ベルファームの効用の拡大を図ることを目的とする新設、増改築については、松阪市との事前協議が必要となります。なお、協議にあたっては、ベルファームの目的、管理運営方針、景観並びに関係法令等に照らし判断することとなります。

#### **（8）施設・設備及び園地の維持管理**

管理運営業務を行うにあたっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。

#### **（9）公正な施設の供用**

施設の供用にあたっては、利用に関し公平性を確保することとします。

#### **（10）緊急時の対応**

指定管理者は、ベルファームにおいて公園利用者等に被害や災害その他の事故等が発生した場合、現場で対応する責任を有し、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに松阪市に報告しなければなりません。

#### **（11）情報公開**

施設の管理運営に係る情報の公開に関しては、松阪市情報公開条例に準じ、必要な措置を講じることとします。

#### **（12）管理運営を通じて取得した個人に関する情報の取扱い**

指定管理者は、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講ずることとし、その管理する公の施設の業務に従事している者（従事者）は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても同様とします。



### (13) 文書の管理保存

管理運営業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書、図書、写真及び電磁的記録（以下「管理文書」という。）は、松阪市文書管理規程を参考に、適正に管理・保存することとします。なお、管理文書については、指定期間終了時に、松阪市の指示に従って引き渡しを行っていただきます。

### (14) 人権への配慮

指定管理者は、公平な採用選考や人権研修の実施など、人権に配慮した業務遂行に努めてください。

### (15) ベルファームボランティアの育成

ベルファームの運営にあたっては積極的に公園ボランティアや観賞庭園ボランティア募集や受け入れを行い、その育成に努めてください。

### (16) 地元組織との連携

ベルファームの管理運営にあたっては、ベルファーム地元協議会等地元組織との連携に配慮してください。

## 4 指定管理者が行う業務の範囲

### (1) 管理運営業務の範囲

指定管理者が行う管理運営業務の範囲は、次のとおりです。

- ① 中山間地域及び地域農業の振興事業に関すること。
- ② 園芸の普及体験事業に関すること。
- ③ 地域食文化の普及体験事業に関すること。
- ④ 地域特産品の普及啓発事業に関すること。
- ⑤ 伝統工芸、文化活動の普及及び実践支援事業に関すること。
- ⑥ 自然保護、環境保全等の学習及び実践事業に関すること。
- ⑦ 歴史、観光資源の情報案内及び広報宣伝事業に関すること。
- ⑧ ベルファームの施設及び設備の維持管理に関すること。
- ⑨ ベルファームの利用許可及び行為の許可に関すること。
- ⑩ ベルファームの利用料金の徴収等に関すること。
- ⑪ ベルファーム条例第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

※ 具体的な業務内容及び履行方法については、松阪農業公園ベルファーム指定管理者仕様書及び同別冊によります。

### (2) 業務の留意事項

- ① 行政財産の目的外使用許可、不服申し立てに対する決定等地方自治法に規定する市長のみの権限に属する事務は、指定管理者が行う業務から除かれます。
- ② ベルファームの管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、事前に松阪市へ届出をした場合に限り、第三者に委託又請け負わせることができます。なお、業務の一部を委託又は請け負わせることができる第三者は、募集要項「Ⅱ申請手続等について 1 (2) 応募者の制限」に準じます。

## 5 指定の期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間とします。

## 6 経費に関する事項

ベルファームの管理運営業務に要する経費については、施設の利用者が納める利用料金、管理運営業務を実施する中で指定管理者自らが企画・実施する事業等（以下「自主事業等」という。）に伴い収受する収入、及び松阪市が支払う指定管理料により賄うこととなります。

### (1) 利用料金

- ① 施設の利用者が納める利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金の額については、ベルファーム条例に対象となる施設、区分及び金額が定められていますので、その額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者において設定してください。また、利用料金の額を設定した後にその額を変更しようとする時も、あらかじめ市長の承認を得ることが必要となります。

なお、利用料金の額の設定にあたっては、施設の利用率の向上やサービスの向上につながるよう配慮してください。

- ② 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長が定める基準により利用料金の全部又は一部を免除することができます。ただし、免除による利用料金収入の減収については、委託料に当該減収分が見込まれているものとし、松阪市は補填等の措置は行いません。

### (2) 管理運営業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入

- ① 管理運営業務を実施する中で、自主事業等指定管理者が収受する収入については、指定管理者の収入となります。

- ② 自主事業等となる事業は以下のとおりです。なお、各事業の詳細については松阪農業公園ベルファーム指定管理者仕様書別冊（P16～18）を参照してください。

ア 匠の館内特産品コーナー運営事業

イ 匠の館内軽食コーナー運営事業

ウ 食体験館事業

エ 会員事業

オ 体験講座事業

カ ゲートハウス内飲食事業

キ その他現在の指定管理者が企画実行している自主事業

（農家市場、ベーカリー、自社企画の体験講座、ネイチャーフィットネス等）

### (3) 松阪市が支払う指定管理料

- ① 指定管理料について

市から支払う指定管理料については以下のとおりです。

今回の指定管理料は、10年間で463,100千円以下とし、かつ、1年当たり47,600千円以下となるよう指定管理者が設定するものとします。各年度の指定管理料の設定は、収支予算書（様式第5号）にて行います。

※指定管理料を10年間で463,100千円以下とし、かつ、1年当たり47,600千円以下にすることについては、指定管理者による自主事業等の利益等を充当し、履行してもらうものであり、管理運営業務そのものを削減するものではありませんので、ご注意ください。

- ② 指定管理料の額は、申請の際に提出のあった収支予算書において示された指定管理料の金額を上限として、市の予算の範囲内で、協定において定めるものとします。
- ③ 指定管理料の支払方法については、別途協定において定めるものとします。
- ④ 協定により定めた指定管理料は、管理運営業務に要した経費及び利用料金その他の収入に増減があっても増額や減額はしません。
- ⑤ 管理運営業務に関する会計について、指定管理者は、自身の法人等や自主事業等の他の会計と区分独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理していただきます。
- ⑥ 管理運営業務となる事業の詳細については松阪農業公園ベルファーム指定管理者仕様書別冊（P12～16）を参照してください。
- ⑦ 指定管理料に含まれるもの。
  - 人件費（給料手当、賃金、法定福利費等）
  - 管理費（旅費交通費、消耗品費、修繕費、燃料費、光熱水費、通信費等）
  - 事業費（保険料、委託料、広告宣伝費、体験教材費等）

#### （4）修繕費等の負担区分

ベルファームの本来の効用を維持するために必要な修繕の負担区分については、資料3のとおりです。なお、施設の損傷における松阪市と指定管理者との責任分担については（資料1）責任分担表NO.20～25ととおりです。

修繕の内容については松阪市と事前に協議するものとします。

### 7 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項

#### （1）事業計画の策定及び提出

- ① 指定管理者は、事業計画及び収支計画を内容とする事業計画書を毎年度策定し、前年度の3月末までに提出してください。
- ② 提出された事業計画に変更等が生じた場合は、変更等が生じた部分について事業計画を策定し提出してください。
- ③ 策定された事業計画は、事前に松阪市の承諾を受け実施することとなります。

#### （2）事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条に基づき、毎年度の終了後30日以内に事業報告書を作成し、松阪市に提出するものとします。

事業報告書等の内容については松阪農業公園ベルファーム指定管理者仕様書によります。

### **(3) 業務報告の聴取等**

松阪市は、指定管理者に対し、その管理運営に関する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。なお、松阪市議会での管理運営に関する質問事項に対する資料の提供等については随時行うものとします。

### **(4) 責任分担**

協定締結にあたり、松阪市が想定する責任分担の方針は、資料1（責任分担表）のとおりです。詳細については、協定の締結を行う際に定めるものとします。

### **(5) 損害賠償**

指定管理者は、故意又は過失によりその管理するベルファームの当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を松阪市に賠償しなければなりません。

### **(6) 第三者への賠償**

指定管理者の帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。ただし、その損害が松阪市の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではありません。

### **(7) 保険の付保**

指定管理者は、その管理する業務の実施にあたり、自らのリスクに対して適切な範囲で保険等に加入するものとします。

## **8 業務の継続が困難になった場合における措置**

### **(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合**

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、松阪市は指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとします。その場合において、指定管理者に損害が生じても、松阪市は賠償の責めを負いません。

なお、指定管理者の責めに帰すべき主な事由は、以下のとおりです。

- ① 指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合。
- ② 指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合。
- ③ 協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合。
- ④ その他指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の締結解除の申出があった場合。

### **(2) 不可抗力等による場合**

不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりません。不可抗力その他松阪市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、松阪市と協議することができるものとします。協議の結果、やむをえないと判断された場合、松阪市は指定の取り消しを行うものとします。

### (3) 管理運営業務の水準が低下した場合の措置

定期的に実地調査を行い、指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、是正や改善等必要な指示を行い、指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることがあります。

### (4) 損害賠償

上記(1)又は(3)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となり、松阪市に損害が発生したときは、松阪市は損害賠償請求をすることがあります。

### (5) 管理運営に要した費用の精算

上記(1)又は(3)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となった場合において、それまでに要した費用が松阪市が管理運営に要する費用として指定管理者に既に支払った額に満たないときは、指定管理者は、松阪市に対して残額を支払うものとします。

## 9 事務の引継ぎ

指定管理者は、協定発効までの間、指定管理者に係る必要書類の作成、各種印刷物の作成、業務の引継ぎ、研修等を行うものとし、その経費負担は、原則として指定管理者の負担とします。また、指定の終了に際しては、松阪市に対し、円滑に業務の引継ぎを行うものとします。利用者に不利益を与えないように新旧指定管理者間で十分協議を行うこと。

## 10 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が終了したときは、その管理をしないこととなったベルファームの当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければなりません。ただし、原状回復に要しないことについて、松阪市の承認を得たときはこの限りではありません。

## 11 備品の管理に関すること

- (1) 備品の内訳については、資料2(備品一覧)を参照してください。
- (2) 松阪市の所有物品・備品については、指定管理者は、善良な管理者の注意義務をもって取り扱うこととなります。
- (3) 備品の更新・新規調達については、事前に松阪市と協議をした上で、原則として指定管理者の負担で行ってください。なお、指定期間終了後の帰属については、原則として松阪市に帰属するものとします。ただし、指定管理者が施設に持ち込んだ備品については指定期間終了後に松阪市と指定管理者とで別途協議をします。
- (4) 備品(松阪市に帰属のものに限ります。)の修理については、「修繕費等の負担区分」によりますが、故意又は過失により破損又は滅失した場合は、指定管理者の負担で修理等を行ってください。
- (5) 指定管理者は、松阪市の基準に準じて備品台帳を備え、購入及び廃棄等の異動について毎年度松阪市に報告し、記録しなければならない。また、資料2(備品一覧)と数量等が整合しているか確認してください。

## 12 委員会の設置

指定管理者は、ベルファームの管理運営業務を円滑に実施するため、市民及び有識者等の委員で構成するベルファームの運営等に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとします。

## 13 業務を実施するにあたっての注意事項

- (1) 指定管理者が、管理運営業務に関して規定等を作成する場合は、松阪市と事前に協議するものとします。
- (2) この要項、及び松阪農業公園ベルファーム指定管理者仕様書及び同別冊並びに協定書に定めのない事項については、その都度松阪市と協議するものとします。

## 14 自主事業について

- (1) 指定管理者は、この募集要項や仕様書等で示す「指定管理者が行う業務」のほか、民間事業者の独自の発想やノウハウを活用し、独自に企画・立案する自主事業を実施することができます。
- (2) 自主事業は、ベルファームの設置目的に合致するものに限られますので、企画・立案した事業が自主事業に該当するかどうかは、担当課までお問い合わせください。
- (3) 自主事業の実施にあたっては、施設の一般利用を妨げないよう留意するとともに、利用者から参加費等の料金を徴収する場合には、その料金が高額とならないよう留意してください。
- (4) 自主事業の事業計画は様式第4号、収支計画は様式第6号の1、第6号の2により提出してください。また、自主事業の財源は、利用者から徴収する参加費や指定管理者の自己財源となります。施設の利用料金収入や指定管理料は、管理業務として経理するものであり、これを自主事業の財源に充てることはできませんので、明確に区分してください。
- (5) 指定管理者に指定された以降に、新たな自主事業を実施しようとするときは、事前に担当課と協議してください。
- (6) 自主事業の実施による収益については、自己の収入とすることも、市への貢献策として一定の額を管理業務の収支に繰入れる（自己資金として管理業務の収入に計上）ことも可能です。
- (7) 選定委員会による指定管理者の候補者の選定の際は、自主事業の内容、自主事業の実施に伴う収益の取扱いについても審査の対象となります。
- (8) 施設の設置目的以外の事業については、行政財産の目的外使用に該当するため、使用許可を受け、必要な施設については行政財産使用料を納めていただくことになります。新たな自主事業等に必要な構築物については事前に担当課と協議し、松阪市が作成した覚書を締結すること。

## 15 農産物等直売所について

「農家市場」という店名の農産物等直売所がありますが、この建物は現指定管理者

の所有物件であるため、この物件の取り扱いに関し、現指定管理者及び松阪市と協議を行う必要があります。

## 16 指定管理者の利益に関する取扱い

指定管理者が施設の管理業務や自主事業等の実施により利益を得た場合、当該利益は指定管理者の経営努力によるものである一方、公の施設の管理運営業務に付随して生まれたものであることから、その一部を市民に還元することも必要になると考えます。そこで、指定管理者は、一事業年度において、余剰金（総収入額が総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額で、自主事業等に係るものも含まれます。）が100万円以上生じ、余剰金と100万円の差額に0.5を乗じた額（1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。）が1千円以上となる場合は、当該金額を市に還元するものとし、還元の方法は年度協定書で定めることとします。

## 17 提供した資料の取扱い

松阪市が提供した資料等は、応募に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、松阪市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

## II 申請手続等について

### 1 応募の資格等

#### (1) 応募の資格

- ① 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。（法人格は必ずしも必要ありませんが、個人での応募はできません。）
- ② 農林水産業の振興を目的とする団体であること。

#### (2) 応募者の制限

次の条件に該当する法人等に限りません。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受け、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない法人等でないこと。
- ③ 役員等〔法人である場合には、その法人の役員又はその支店もしくは営業所等（常時勤務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合には、その団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。〕に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれる法人等でないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、松阪市

における一般競争入札等の参加を制限されている法人等でないこと。

- ⑤ 松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領に基づく指名停止期間中の法人等でないこと。
- ⑥ 松阪市税、法人税（法人以外の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税を滞納している法人等でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きを行っている法人等でないこと。
- ⑧ 松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年告示第 44 号）別表第 1 に該当しない法人等であること。
- ⑨ 松阪市議会の議員、市長、副市長並びに地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 2 項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人、清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。ただし、松阪市議会の議員以外の者について、松阪市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除きます。

### （3）複数の団体での共同申請

複数の団体での共同（以下「グループ」という。）による申請の場合には、次の点に留意してください。

- ① グループの名称を設定し、グループ内で代表となる団体を選定すること。なお、代表となる団体、又は構成団体の変更は原則として認めません。
- ② グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、又は単独で申請することはできません。
- ③ グループの構成団体間における管理運営業務にかかる経費に関する連帯責任の割合等については、別途協定書で定めてください。
- ④ 「（1）応募の資格 ②農林水産業の振興を目的とする団体であること。」は、代表となる団体に限ります。

## 2 応募の手続き

### （1）提出書類

指定管理者の指定を受けようとするため、指定申請する団体（以下「応募団体」という。）は、下記の書類を提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- ② 事業計画書（様式第 4 号様式）
- ③ 収支予算書（様式第 5 号、様式第 6 号）
- ④ 団体に関する書類
  - ア 団体の概要を記載した書類（様式第 3 号）
  - イ 申請者が法人の場合、当該法人の登記事項証明書（申請日前 3 か月以内に取得したもの）



※ただし、登記のない法人の場合は、名称及び本店又は主たる事業所の所在地を証明する書類を提出してください。

ウ 法人等の印鑑証明書（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）

エ 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに準ずるもの

定款及び寄附行為のない団体にあつては、団体の規約等（団体の目的、事務所、資産に関する規定、代表者の任免に関する規定等を記載した書類）及び代表者の身分を証明する書類を提出して下さい。

オ 法人等の決算関係書類

過去3か年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに準ずる書類を提出して下さい。

※新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、収支予算書又はこれに準ずる書類及び総会等の議事録及び設立後申請までの間の活動内容を記載した書類を添付して下さい。

カ 法人等の予算関係書類

直近の会計年度の事業計画書及び収支予算書

キ 役員名簿（役職、氏名、現住所及び生年月日を記載したもの）

ク 納税に関する証明書（発行から3ヶ月以内に取得したもの）

法人の場合又は法人と同様の納税義務を負う団体の場合、松阪市税の納税証明書、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

上記以外の団体の場合、代表者の松阪市税の納税証明書、申告所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

※納税義務がない場合には、指定管理者指定申請に係る納税に関する申立書（様式第7号）を提出してください。

⑤ 施設の管理運営を行う上で必要な資格の写し

⑥ 指定管理者指定申請に係る申立書

応募者の資格等並びに応募書類等が虚偽でないことの申し立て（様式第9号）

⑦ 類似施設等の運営実績（様式第8号）

現在、ベルファームの管理運営を受託している団体については、ベルファームの運営実績を記載し、それ以外の団体については松阪農業公園ベルファームに類似する施設の運営実績を記載して下さい。

類似施設の運営実績がない場合は、様式第8号に代えて、施設の運営能力を保有している説明書（様式は任意）を提出していただくこともできます。

⑧ 報道機関及び議会等に公表可能な事業計画概要書（様式第4号の1）

指定管理者候補者が提示した事業計画について報道機関へ公表する事がありますので、公表可能な内容の概要書を作成してください。

※提出書類は、証明書等を除き日本工業規格のA4の大きさとしします。

※「指定管理者指定申請・提出書類一覧」（資料3）を参考としてください。

## (2) 提出部数

正本1部及び副本6部（副本は複写可）

副本は証明書等も含め、必ず日本工業規格A4サイズで印刷して下さい。また、様式第4号の1は別途添付として下さい。

## (3) 提出期間及び提出方法

- ① 提出期間 令和4年9月5日（月）から令和4年9月26日（月）まで  
ただし、土、日、祝日を除く。
- ② 提出時間 午前9時～午後5時15分
- ③ 提出場所 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1  
松阪市役所産業文化部 農水振興課
- ④ 提出方法 直接持参又は郵送  
※ 郵送の場合、書留郵便とし、令和4年9月26日（月）必着。  
なお、Fax、Eメール等による提出は受け付けません。

## (4) 提出書類の著作権

事業計画書等提出書類の著作権は、団体に帰属します。ただし、松阪市は指定管理者の決定等において必要と認めるときは、当該提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

## (5) 提出書類の情報公開請求・議案審議に係る取扱いについて

提出書類に係る情報公開請求があった場合、「2. 応募の手続き」の（1）提出書類⑧事業計画概要書（様式第4号の1）は公開資料とし、それ以外は非公開資料とします。

また、指定管理者の指定に係る議案審議における取扱いも情報公開請求と同様とします。なお、事業計画概要書（様式第4号の1）については、指定管理者に係る選定の透明性を確保するため、全ての応募団体のものを公開資料としますので、それを前提に作成して下さい。

## (6) 提出書類の留意事項

- ① 重複提案の禁止  
応募1団体（グループ）につき、事業計画書等の提出は1組とします。複数の提案はできません。
- ② 提案内容の変更禁止  
提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えによる提案内容の変更は原則として認めません。
- ③ 費用負担  
応募に必要な費用は、団体の負担とします。
- ④ 使用言語及び通貨単位  
提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。
- ⑤ 提出書類の取り扱い  
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、提出書類は、選定等のために必

要な範囲で複製いたします。

⑥ グループ構成員の変更

グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

### ※事業計画書について

事業計画書の作成にあたっては、以下の項目に留意してください。

- ① 市民の平等な利用の確保
- ② 市民サービスの向上
- ③ ベルファームの効用の最大限発揮
- ④ 管理に係る経費の縮減
- ⑤ 施設の良い維持管理保全
- ⑥ 個人情報の保護
- ⑦ 関係法令の厳守及び施設利用の安全確保

### ※収支予算書について

令和5年度から令和14年度の収支予算を主な収入・支出項目別に区分し、記載してください。  
また、施設ごとの利用料金についても示してください。

- ① 管理業務 【(収支予算書)様式第5号】
- ② 自主事業等 【(収支予算書)様式第6号】

## III 選定の方法及び基準

### 1 選定の方法

松阪市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、指定管理者の候補者の選定を行います。

### 2 選定の基準

- (1) 事業計画書及び収支予算書（以下「事業計画書等」という。）によるベルファームの運営が、市民の平等な利用を確保することができるものであること及びサービス向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、ベルファームの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (4) 施設の設置目的を達成するために必要な能力を有しているものであること。

以上のような選定の基準に照らすとともに、次に掲げる事項を考慮して総合的に判断します。

- ① 施設運営の基本方針及び実施方針
- ② 事業への具体的な取り組み方

- ③ 施設の運営体制及び組織（人員配置、勤務体制、有資格者等）
- ④ 適正な管理及び経理の事務処理
- ⑤ 安全管理、緊急時の対応
- ⑥ 環境や障がい者等への配慮
- ⑦ 公園等の管理実績
- ⑧ 指定管理者として、10年間、施設を安定して管理・運営していく能力

### 3 選定審査及び候補者の選定

候補者の選定にあたっては、提出書類により提案内容等について、選定委員会で書類審査を行います。また、令和4年10月18日（火）にプレゼンテーション及びヒアリング（質疑）を行います。日時、場所等については、提出期限後に別途通知します。提出書類とプレゼンテーション・ヒアリングの結果を基に、選定委員会において総合的に審査を行います。

### 4 選定審査結果の報告

選定委員長は、選定審査の結果を松阪市長に報告します。

### 5 候補者の決定及び通知

松阪市長は、選定委員会による選定結果報告に基づき指定管理者の候補者を決定し、応募団体に通知します。

### 6 応募・選定時における情報の非公開

応募・選定時における応募団体に関する情報については公開しませんが、指定管理者候補者が決定した際においては、指定管理者候補者の基本的情報、並びに応募団体の選定結果について公表いたしますので、ご了承ください。

### 7 選定審査対象からの除外

次の事項に該当する場合は、選定審査対象から除外いたします。

- ① 選定審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- ② 選定委員会委員に個別に接触した場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑤ 提出書類等の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合
- ⑥ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑦ その他不正な行為があった場合

### 8 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を決定できる

こととします。

#### IV 指定管理者の募集及び選定スケジュール

① 募集要項等の配布開始、HP掲載	8月8日(月)
② 応募説明会(現地説明会)	8月22日(月)
③ 質問書受付	8月9日(火)～8月25日(木)
④ 質問書回答期日	9月1日(木)
⑤ 指定申請書受付	9月5日(月)～9月26日(月)
⑥ 選定委員会によるプレゼンテーション等	10月18日(火)
⑦ 選定委員会による選考結果、市長報告	10月下旬(予定)
⑧ 候補者の決定、通知	11月上旬(予定)
⑨ 指定管理者指定の市議会への議案上程	11月議会(予定)

#### V 募集要項等の配布、応募説明会等

##### 1 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和4年8月8日(月)から令和4年9月26日(月)まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (2) 配布時間 午前9時～午後5時
- (3) 配布場所 松阪市役所産業文化部農水振興課  
〒515-8515 松阪市殿町1340番地1  
電話 0598-53-4193 Fax 0598-22-0931

##### 2 応募説明会(現地説明会)の開催

- (1) 開催日時 令和4年8月22日(月)午後2時から2時間程度
- (2) 開催場所 松阪市伊勢寺町551番地3 ベルファーム内レクチャールーム
- (3) 説明内容 募集要項及び仕様書の説明、ベルファームの施設見学
- (4) 参加人数 1応募団体につき3人以内
- (5) 参加申込 応募説明会参加申込書(様式第10号)を8月17日(水)午後5時までにメール、Faxまたは郵送のいずれかの方法で送付して下さい。  
参加申し込み先は、上記募集要項配布場所と同じ。  
※メール nor.div@city.matsusaka.mie.jp  
※Fax 0598-22-0931  
※参加申込された旨を電話にて(0598-53-4193)ご連絡下さい。

##### 3 質問の受付及び回答

質問は原則文書(様式第11号)とし、メール、Fax又は郵送で受付します。電話等、口頭での質問は、事務手続きに関する事を除き受付できません。

- (1) 受付期間 令和4年8月9日(火)から令和4年8月25日(木)まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(2) 受付時間 午前9時～午後5時

(3) 受付場所 上記募集要項等配布場所と同じ。

※メール nor.div@city.matsusaka.mie.jp

※Fax 0598-22-0931

※質問された旨を電話にて(0598-53-4193)ご連絡下さい。

(4) 回答方法 ①回答は質問者に個別に書面にて回答するとともに、公平性、透明性を確保するため、原則、松阪市HPに掲載します。

## VI 指定管理者の指定及び協定に関する事項

### 1 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、松阪市議会の議決が必要です。指定管理者の候補者について、令和4年11月松阪市議会定例会に指定についての議案上程を予定しています。市議会の議決が得られれば、当該候補者は指定管理者に指定されることとなります。

### 2 協定の締結

(1) 指定管理者の指定を受けた団体は、松阪市とベルファームの管理に関する協定を締結します。協定の主な内容は、次のとおりです。

- ① 指定期間に関する事項
- ② 委託料に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 利用の許可及び行為の許可等に関する事項
- ⑤ 事業計画及び事業報告に関する事項
- ⑥ 情報公開及び個人情報の保護に関する事項
- ⑦ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑧ その他必要となる事項

(2) 松阪市が支払うべき委託料並びに支払い方法等に関しては、年度ごとに締結する協定書で定めます。

### 3 指定後の留意事項

(1) 指定管理者の候補者となっている団体が、協定の締結に応じない場合、又は指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがあります。

(2) 指定管理者の指定を受けた団体が、協定の締結までに地方自治法第244条の2第11項の規定に該当する場合又は関係条例に違反した場合、その指定を取り消すことがあります。

(3) 指定管理者の指定について松阪市議会の議決が得られなかった場合、又は否決された場合においても、指定管理者の候補者となっている団体が指定管理者に係る業務の準備等のために支出した費用等については、原則として当該団体の負担とします。

## **Ⅶ 問い合わせ先**

〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1

松阪市産業文化部農水振興課 管理・水産係

電話：0598-53-4193

Fax：0598-22-0931

メール：[nor.div@city.matsusaka.mie.jp](mailto:nor.div@city.matsusaka.mie.jp)